地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき、定例監査を実施しましたので、同条第９項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和８年９月２９日

刈谷市監査委員　　渡　部　　亨

刈谷市監査委員　　稲　垣　雅　弘

定例監査の結果

第１　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき、刈谷市監査基準に準拠して実施する監査

第２　監査の概要

１　監査の対象及び期間

都市政策部

都市交通課

令和８年８月２８日（金）～９月　２日（水）

市街地整備課

令和８年９月　３日（木）～９月　８日（火）

会計課

令和８年９月　９日（水）～９月１１日（金）

２　監査の対象事項及び範囲

令和７年度に執行した事務

３　監査の着眼点及び方法

令和８年度監査等の計画の主な着眼点に基づき、事前に審査資料の提出を受け事務概要等の説明を求めるとともに、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類などの照合、点検及び担当職員への照会等による審査を実施した。

第３　監査結果

各事務は、法令に適合し、適正かつ効率的に執行されているとおおむね認められた。